

●香川県告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成25年7月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成25年4月30日	中島歯科医院	観音寺市観音寺町甲2943番地1
平成25年4月30日	株式会社西部ファーマシーひまわり調剤薬局	善通寺市善通寺町2393番地3
平成25年4月30日	コトブキ調剤薬局	善通寺市善通寺町4丁目7番32号
平成25年6月9日	白井歯科医院	三豊市三野町大見甲3071番地1